

違反建築防止週間(10/15~21)が始まります！ ～工事中の建築物に対して、完了検査を受けるよう促します～

国土交通省及び自治体が連携して実施する「違反建築防止週間(10月15日から21日まで)」に合わせ、全国一斉にパトロールが行われます。

横浜市では、建築違反の未然防止を目的として、工事中の現場を巡回し、関係者に対して完了検査※を受けるよう促します。

1 対象建築物

工事種別が「増築」であり、令和3年4月1日以降に確認済証の交付を受けた建築物のうち、工事完了予定日が令和4年10月22日(土)から12月31日(土)までのもの。
対象件数は40件程度を予定しています。

2 パトロール内容

市職員が工事中の現場を巡回し、完了検査の受検を確実にを行うよう、働きかけます。
また、工事内容が適切かを外観から確認します。

3 パトロール実施期間

令和4年10月15日(土)から10月21日(金)まで

※ 防止週間の前後で行う可能性もあります。

4 パトロール担当課

建築局違反对策課、情報相談課、建築指導課

※完了検査

建築工事の完了時に適法に建築されているかを確認するための検査(建築基準法第7条)。
検査に合格した場合、検査済証が交付される。

違反建築防止週間ポスター



お問合せ先

建築局違反对策課長 青木 淳 Tel 045 - 671 - 3855